

令和3年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）第8条第1項の規定に基づき、令和3年度における国立研究開発法人建築研究所の温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績を次のとおり公表します。

1. 令和3年度の経緯

環境配慮契約法及び平成19年12月に閣議決定された「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進を図ることとした。

2. 令和3年度における国立研究開発法人建築研究所の環境配慮契約の締結状況

(1) 電気の供給を受ける契約

令和3年度においては、実施がなかった。

(2) 自動車の購入及び賃貸借に係る契約

令和3年度においては、実施がなかった。

(3) 船舶の調達に係る契約

令和3年度においては、実施がなかった。

(4) 省エネルギー改修事業（E S C O事業）に係る契約

令和3年度においては、実施がなかった。

(5) 建築物に関する契約

令和3年度においては、実施がなかった。

(6) 産業廃棄物処理に係る契約

令和3年度においては、実施がなかった。